

# 豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地域集会施設の整備に係る資金に対する融資あっせん及び当該融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）への利子補給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （融資あっせん及び利子補給の目的）

第2条 この融資あっせん及び利子補給は、地域集会施設の整備を行おうとする自治区に対し、当該整備に要する費用の一部について融資あっせん及び利子補給を行うことにより、地域集会施設の整備の促進を図り、もって基礎的コミュニティとしての自治区活動の推進に資することを目的とする。

## （融資あっせんの対象事業）

第3条 融資あっせんの対象となる事業（以下「あっせん対象事業」という。）は、地域集会施設の整備事業とする。

## （融資あっせんの対象費用）

第4条 融資あっせんの対象となる費用は、あっせん対象事業に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 用地取得費
- (2) 本体工事費
- (3) 外構工事費（整地、擁壁、環境整備等）
- (4) 既存建物の取得費及び改修費
- (5) 豊田市自治区施設の整備に関する補助金交付要綱（昭和53年4月1日施行。以下「整備要綱」という。）第5条第2号に規定する特定集会所である場合は、備品の整備費
- (6) その他市長が必要と認める費用

## （融資あっせんの条件）

第5条 融資あっせんの条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 融資の対象となる者は、市内の自治区であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）とする。ただし、取扱金融機関と協議の上、融資を行うことが適当であると認められたときは、認可地縁団体でない市内の自治区も融資の対象とすることができます。
- (2) 融資限度額は、前条各号の費用を合算した額から整備要綱による補助金、移転補償費等を差し引いた額に10分の8を乗じて得た額とする。この場合において、当該額は、認可地縁団体である市内の自治区にあっては5,000万円を、認可地縁団体でない市内の自治区にあっては1,000万円を超えることができないものとする。
- (3) 融資利率は、市長と取扱金融機関が協議して定めるものとする。
- (4) 融資期間は、15年以内とする。ただし、融資額が1,000万円以下の場合は、10年以内とする。

- (5) 償還方法は、元金均等月賦償還とする。
- (6) 融資の対象者が認可地縁団体である場合は、地域集会施設を担保として連帯保証人を置かないものとし、融資の対象者が認可地縁団体でない場合は、連帯保証人を1人以上置かなければならぬものとする。
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な条件は、取扱金融機関と融資を受ける自治区が協議して定めるものとする。

(融資あっせんの申込み)

第6条 融資あっせんを受けようとする自治区（以下「申込自治区」という。）は、地域集会施設整備資金融資あっせん申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 融資申込みに係る自治区民の同意書
- (2) 建築確認通知書の写し（建物を新築又は増築する場合）
- (3) 建物売買契約書の写し（既存建物を取得する場合）
- (4) 土地売買契約書の写し（土地を取得する場合）
- (5) 自己資金を証する書類（預金通帳の写し等）
- (6) 金融機関が発行する月割返済表
- (7) その他市長が必要と認める書類

(融資あっせんの決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、融資あっせんを適当と認めたときは、地域集会施設整備資金融資あっせん決定通知書（様式第2号）により申込自治区に通知するとともに、地域集会施設整備資金融資依頼書（様式第3号）により取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

(利子補給の申請)

第8条 取扱金融機関は、申込自治区に対する融資資金に係る利子の一部に相当する額（以下「利子補給金」という。）の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の利子補給金交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、利子補給金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするとともに、利子補給金の額を確定し、利子補給金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により取扱金融機関に通知した後に、当該利子補給金を交付するものとする。

- 2 前項の利子補給金の確定に当たっては、市長は、取扱金融機関と協議してこれを定めるものとする。
- 3 利子補給金の確定に当たっては、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(融資あっせんの取消し等)

第10条 市長は、申込自治区が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんの決定を取り消し、既に交付した利子補給金相当額を請求することができる。

- (1) 第5条第5号に規定する方法で償還を行わなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段で融資あっせん又は融資を受けたとき。

(勧告)

第11条 市長は、あっせん対象事業の実施に関し必要があると認めるときは、申込自治区に対し、適切な措置を執るよう勧告することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた融資あっせん申請に係る融資あっせん及び利子補給に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

沿革 平成15年4月1日施行

平成23年4月1日改正施行

平成26年4月1日改正施行

平成29年4月1日改正施行

平成31年4月1日改正施行

平成22年4月1日施行

平成24年4月1日改正施行

平成28年4月1日改正施行

平成30年4月1日改正施行

令和3年1月1日改正施行

## 様式第1号（第6条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(取扱／ )

(申込者) 所 在 地

自治区名

自治区長名

## 地域集会施設整備資金融資あっせん申込書

地域集会施設整備事業の実施に当たり、融資あっせんを希望しますので、豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

地域集会施設整備事業の概要			
地域集会施設の延べ床面積		m <sup>2</sup>	
用地を取得した場合の土地面積		m <sup>2</sup>	
収 入 内 訳		支 出 内 訳	
市 補 助 金	円	建 物 工 事 費	円
自治区負担金①	円	備 品 購 入 費	円
	円	用 地 取 得 費	円
	円	そ の 他	円
計	円	計	円
融 資 申 込 額 (≤①×0.8)		円	
融資資金の返済計画			
返 済 期 間	年		
月 割 返 済 額	第1月	円	～ 最終月 円

## 添付書類

- 1 融資申込みに係る自治区民の同意書
- 2 建築確認通知書の写し（建物を新築又は増築する場合）
- 3 建物売買契約書の写し（既存建物を取得する場合）
- 4 土地売買契約書の写し（土地を取得する場合）
- 5 自己資金を証する書類（預金通帳の写し等）
- 6 金融機関が発行する月割返済表
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

豊　　発　　第　　号

自治区名  
自治区長名　　様

地域集会施設整備資金融資あっせん決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのありました融資あっせんにつきまして、  
豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱第7条の規定により  
次のとおり融資あっせんを決定しましたので、通知します。

つきましては、本書を持参の上、取扱金融機関において手続を行ってください。

年　　月　　日

豊田市長

印

融資対象自治区	自治区
融資対象施設の名称	
融資金額	金　　円
返済回数	回
融資利率	%
償還条件	元金均等月賦償還

注意 手続終了後、金銭消費貸借証書を

課までお持ちください。

様式第3号（第7条関係）

豊　　発　　第　　号  
年　　月

金融機関名  
代表者名　　様

豊田市長

印

地域集会施設整備資金融資依頼書

次のとおり融資あっせんを決定しましたので、豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱第7条の規定により、融資を依頼します。

融資対象自治区	自治区
融資対象施設の名称	
融資金額	金　　円
返済回数	回
融資利率	%
償還条件	元金均等月賦償還

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

豊田市長 様

(取扱 : )

(申請者) 所 在 地

金融機関名

代表者名

利子補給金交付申請書兼実績報告書

地域集会施設整備事業に係る融資を行いましたので、豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱第8条の規定により、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。

記

1 融資対象自治区	_____自治区	自治区長	_____
2 計算期間	年 月 日	～	年 月 日
3 利子補給金	金 _____	円	
4 利子補給対象融資額	金 _____	円	
5 利子補給対象償還期間	年 月 日	～	年 月 日
6 自治区負担利率	_____ %		
7 利子補給事業利率	_____ %		

(内訳)

償還年月日	元金 償還額 (円)	日 数	利子補給 金額(円)	融資対象者 負担利子額(円)	償還後残高 (円)
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
合 計					

様式第5号（第9条関係）

豊　　発　　第　　号

金融機関名

代表者氏名

様

利子補給金交付決定通知書兼確定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました利子補給金につきまして、  
豊田市地域集会施設整備資金融資あっせん及び利子補給要綱第9条第1項の規定  
により、次のとおり利子補給金の交付を決定し、及び利子補給金の額を確定しま  
したので通知します。

年　　月　　日

豊田市長

印

利子補給金の額	金	円
---------	---	---